

猪名川町基幹相談支援センター運営事業業務委託公募型プロポーサル実施要領

1 趣旨

障害者相談支援における中核的な存在として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という）第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターを運営し、猪名川町の相談支援体制を総合的に強化することを目的とし、その業務を委託するものです。

本事業業務委託者の選考にあたっては、本町の趣旨を理解し、豊富な知識・経験をもとに、相談業務のための的確な助言・支援等の業務遂行能力に優れた事業者を選考するためプロポーザル方式にて実施します。

2 対象業務

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 業務名称 | 猪名川町基幹相談支援センター運営事業業務委託 主な業務は以下のとおりです。 (1) 福祉サービスの利用支援 (2) 社会資源を活用するための支援 (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) 権利擁護のために必要な支援 (5) 専門機関の紹介 (6) 関係機関等との連絡調整 (7) 相談支援体制の強化（重層的支援体制の構築）(8) 地域課題の抽出・支援体制の整備 (9) 地域生活支援拠点としての体制整備 (10) 就労支援 (11) 交流啓発活動の実施、(12) 住居入居等支援、(13) その他障害者等のために必要な支援 |
| 業務場所 | 猪名川町全域 |
| 業務内容 | 猪名川町基幹相談支援センター運営事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。 |
| 履行期間 | 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※上記契約期間以降、双方協議の上、継続契約を予定 |
| 予算額 | 地域生活支援事業委託料 金 11,309,000 円（消費税相当額を含む） |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望するものは、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 兵庫県内において、令和 8 年 1 0 月 1 日時点で指定特定・指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所を運営できる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に規定する者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出時点において、本町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 猪名川町暴力団排除に関する条例施行規則第 2 条第 2 号に規定する暴力団等でないこと。

4 プロポーザルの日程

本プロポーザルのスケジュールについては、次のとおりとする。なお、予定が変更となる場合は、別途通知します。

| 実施内容 | 実施期間 |
|----------------|---|
| 町ホームページ等への公告 | 令和8年4月24日(金) |
| 参加申込に関する質問受付開始 | 令和8年5月7日(木)午前9時から 令和8年5月15日(金)午後5時まで |
| 参加申込に関する質問の回答 | 令和8年5月29日(金) |
| 参加申込の受付期間 | 令和8年6月5日(金)午前9時から 令和8年6月12日(金)午後5時まで |
| 参加申込者への通知 | 令和8年6月19日(金) |
| プレゼンテーション実施 | 令和8年7月中旬 |
| 委託候補者の選定・公表 | 令和8年7月下旬 |

5 プロポーザルの手順

(1) 実施要領等の公表

本プロポーザルの実施は、ホームページ等にて公告します。

(2) 質疑の提出

本案件の仕様書等に関する質問は、「猪名川町基幹相談支援センター運営事業業務委託に関する質疑書（様式第8号）」に記載し、電子メールに添付して下記まで送信してください。

電子メールの件名は【猪名川町基幹相談支援センター運営事業業務委託等質疑：(事業所名)】としてください。

質疑送信先電子メールアドレス fukushi@town.inagawa.lg.jp

(3) 質疑の回答

各事業者より期限内に提出された質疑は、事業者名以外の内容を取りまとめ、全ての回答を取りまとめた「質疑回答書」を作成し、指定された電子メールアドレスへ送信するとともに、町ホームページにて公開します。回答した内容により本実施要領及び仕様書を補足したものとみなします。

(4) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

参加希望者は、次のとおり「参加表明書（様式第1号）」及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出してください。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(ア) 提出書類

| No. 名称 | 内容 |
|---------|-------|
| 1 参加表明書 | 様式第1号 |
| 2 誓約書 | 様式第2号 |

| | |
|-----------------------|---|
| 3 誓約書(暴力団排除に関する条例による) | 様式第3号 |
| 4 事業所概要書 | 様式第4号 事業所の事業内容や規模などがわかる資料(パンフレット等)がある場合は添付してください。 |
| 5 類似契約実績書 | 様式第5号 |
| 6 事務所設置計画書 | 様式第6号 |
| 7 事業所一覧表 | 様式第7号 |
| 8 質疑書 | 様式第8号 |
| 9 提案書 | 様式第9号 |
| 10 企画書提案書 | 様式の指定はありませんが、A4用紙10枚(両面20ページ)以内とします。仕様書の基本条件を満たし、仕様書各業務における取組等を、専門性をもたない者でも理解できるよう工夫してください。 |
| 11 見積書及び内訳書 | 様式第10号 任意様式にて、見積にかかる業務内容ごとの内訳書を添付してください。金額には消費税相当額を含み、代表者名で記名押印してください。消費税率は10%で積算してください。 |
| 12 工程計画書 | 業務実施までのスケジュールを記載してください。様式は任意とし、横置き使用も可とします。 |
| 13 業務の実施体制調書 | 様式第11号 |
| 14 業務責任者実績書 | 様式第12号 契約締結後に業務責任者となる予定の者が、本業務と類似した契約に関わった経験がある場合は、契約の実績概要を記載してください(過去5年間に限る)。 |
| 15 障害者等相談支援事業計画に関する事項 | 様式第13号 |
| 16 その他 | 企画提案の内容を理解するために参考となる資料を添付。 |

(イ)提出書類様式

特に指定がある場合を除き、原則、A4普通用紙を縦置きとし、文言は横書きとします。

(ウ)製本と提出部数

提出書類No. 1～16を一組としてセットしたものを1部（正本）

提出書類No. 10～16を一組としてセットしたものを10部（副本）※コピー可

(エ)提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時までに必着

(オ)提出方法

持参または郵送による。郵送の場合は、書留等の配達した事実の証明が可能な方法により提出期限までに必着してください。

(カ)留意事項

提出された参加表明書等は一切返却しません。

(キ)参加資格要件の確認結果

参加表明書等を提出した者のうち、参加資格を有すると認めた者にあつては、後日、プレゼンテーションの詳細について通知します。参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由を通知します。

(ク)提出先

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の 1

猪名川町役場 生活部 福祉課 障害福祉担当 あて

6 委託契約予定者の選考・決定について

(1) 選考方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーション審査により、選考を行います。

＜プレゼンテーションの実施＞

日時は別途通知します（会場は猪名川町役場を予定）。

※ 1事業者あたり40分（プレゼンテーション20分以内、質疑20分以内）

※ プレゼンテーションに必要なパソコン及びプロジェクター等の機器は提案者にて準備してください。町のプロジェクター（接続端子HDMI、D-Sub15）を使用する場合は、事前に相談ください。

※ プレゼンテーションは、提案書に記載した内容に限るものとし、必ず業務の主担当予定者が説明してください。なお、当日の出席者は、業務主担当予定者・業務責任者を含めて4人以内とします。

(2) 審査方法

① 予定価格を超えている場合は、その企画提案者は審査から除外します。

- ② 審査項目は、過去の業務実績、業務の執行体制、企画提案内容、見積金額とし、選考委員会の「猪名川町基幹相談支援センター運営事業業務委託プロポーザル評価表」に基づく評価点により行います。
- ③ 選考にあたり、町職員で構成する選考委員会を設置します。
- ④ 評価点は、各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを企画提案者の評価点とします。
- ⑤ 評価点のもっとも高かった企画提案者を委託候補者とし、次いで評価点の高かったものを次点者とします。

(3) 審査結果

審査に参加した企画提案者すべてに、審査結果を通知します。

(4) 評価点の照会

企画提案者は、猪名川町随意契約（プロポーザル方式）施行要綱に基づき、結果が通知された日から5日以内に、自らの審査項目ごとの評価点の照会を求めることができます。

(5) 失格要件

次に掲げる事由が生じた場合には、プロポーザルの参加資格または合格者の決定を取り消します。

- ① 委託契約時に指名停止である場合
- ② プロポーザル開始時から業務委託までの間に、不正行為が認められた場合
- ③ 仕様書等の内容に違反する場合
- ④ 他の提案者に対する妨害行為、あるいは選定にかかる本町職員へ職務執行を妨害する行為を行った場合
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合

7 プロポーザル審査結果の公表

猪名川町随意契約（プロポーザル方式）施行要綱に基づき、全ての参加者の事業者名及び本プロポーザル審査における評価結果（価格点及び加算点）については結果通知日から5日間、本庁福祉課の窓口にて公表します。

提出資料及び選考委員会については、猪名川町情報公開条例第9条第2項に該当する情報として非公開とします。

8 契約に係る基本事項

審査の結果、最も優れた提案者と契約の交渉（仕様書の確定を含む。）を行います。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点者と契約の交渉を行う場合があります。

(1) 契約締結

本契約に関する契約形態は業務委託契約とします。

(2) 契約保証金

契約保証金については、契約額の10/100(千円未満切り上げ)以上とし契約締結と同時期に納付してください。ただし、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約による証書の提出でも可とします。ただし、過去2年間に本町と同種契約の履行実績がある場合は、免除することができる。

(3) 再委託の禁止

委託者は、町の承認を得ることなく受託業務を他人に委託することはできません。

(4) その他

本業務を遂行する上で知り得た情報については、契約終了後においても町の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならないものとします。

9 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に関する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 参加者の構成員は、他の参加者の構成員となることはできません。
- (3) 提案提出後、本町より内容に関する問い合わせを行うことがあります。
- (4) 提出のあった各書類等については一切返却しません。提出物については、業者を選定する目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (5) 本プロポーザルは、受託候補者を決定することを目的に実施するものであり、必ずしも提案された内容を実施するものではありません。
- (6) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできません。